

昭和 5 0 年 6 月 3 0 日

規則第 2 7 号

改正 平成 1 1 年 3 月 3 1 日規則第 4 9 号

平成 1 6 年 5 月 3 1 日規則第 4 1 号

平成 2 2 年 3 月 1 8 日規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、平塚市心身障害者福祉手当条例（昭和 5 0 年条例第 2 8 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書の提出)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、心身障害者福祉手当（以下「福祉手当」という。）の支給の申請をしようとする者は、心身障害者福祉手当支給申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請書を提出するときは、次の各号に定めるところにより身体障害者手帳等を提示するものとする。

(1) 身体障害者手帳に記載されている障害の程度が 1 級から 3 級までの者にあつては、身体障害者手帳

(2) 療養手帳に記載されている障害の程度が A の者にあつては、療養手帳

(3) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が 5 0 以下と判定されたものにあつては、児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定書

(4) その他精神又は身体の障害の程度を証明することのできる書類

(支給決定等の通知)

第 3 条 市長は、前条第 1 項の申請を受けたときは、条例第 3 条に規定する福祉手当の支給を受ける資格（以下「受給資格」という。）について調査し、支給の適否を決定の上、その旨を心身障害者福祉手当支給決定通知書（第 2 号様式）又は心身障害者福祉手当支給申請却下通知書（第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

(届出の義務)

第 4 条 福祉手当の支給を受ける障害者（以下「障害者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を心身障害者福祉手当支給事項変更届出書（第 4 号様

式)により市長に届け出なければならない。

- (1) 障害者が住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 障害者に該当障害がなくなつたとき。
- (3) 障害者が条例第3条各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- (4) その他福祉手当の支給に関する事項に異動があつたとき。

2 障害者が死亡したときは、その同居の親族は、その旨を心身障害者福祉手当支給事項変更届出書により市長に届け出なければならない。

(福祉手当の支給の停止及び取消しの通知)

第5条 市長は、条例第7条の規定により福祉手当の全部又は一部を支給しないことを決定したときは、その旨を心身障害者福祉手当支給変更・受給資格喪失決定通知書(第5号様式)により障害者に通知するものとする。

(福祉手当の返還)

第6条 市長は、条例第8条の規定に基づき、既に支給した福祉手当の全部又は一部を返還させることを決定したときは、その旨を心身障害者福祉手当返還決定通知書(第6号様式)により障害者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた障害者は、市長の指示に従い、当該福祉手当を、速やかに、返還しなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、昭和50年7月1日から施行する。
- 2 平塚市特別児童福祉手当条例施行規則(昭和42年規則第19号)は、廃止する。
- 3 この規則の施行の日の前日までの特別児童福祉手当の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月31日規則第49号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成16年5月31日規則第41号)

- 1 この規則は、平成16年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書

類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成 22 年 3 月 18 日規則第 8 号）

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

心身障害者福祉手当支給申請書

(提出先)  
平塚市長

年 月 日

障害者	住 所			電 話	
	フリガナ氏名		生年月日	年 月 日	
	療育手帳又は 判定記録	判定機関	判定又は交付年月日		判定
			年 月 日		
	身体障害者 手帳	番 号	交付年月日	障害名	等 級
		第 号	年 月 日		種 級
精神障害者保 健福祉手帳	番 号	交付年月日	等 級		
	第 号	年 月 日	級		
保護者	住 所			電 話	
	フリガナ氏名			続 柄	
振 込 先	銀 行 信用金庫 農 協		普通・当座		
	支店 支所		名義人(カタカナ)		

第2号様式(第3条関係)

心身障害者福祉手当支給決定通知書

指令番号  
年 月 日

様

平塚市長 氏 名

障 害 者 氏 名	
支 給 月 額	
支 給 開 始 月	年 月から
支 給 期	4月 8月 12月
支 給 方 法	月末に指定口座振込
備 考	

注意事項

第3号様式(第3条関係)

心身障害者福祉手当  
支給申請却下通知書

指令番号  
年 月 日

様

平塚市長 氏 名

障害者氏名	
却下理由	

第4号様式(第4条関係)

心身障害者福祉手当支給事項変更届出書

(提出先)  
平塚市長

年 月 日

障害者	住 所			電 話		
	フリガナ氏名		生年月日	年 月 日		
	療育手帳又は 判定記録	判定機関	判定又は交付年月日		判定	
	身体障害者 手帳	番 号	交付年月日	障害名	等 級	
		第 号	年 月 日		種 級	
精神障害者保 健福祉手帳	番 号	交付年月日	等 級			
	第 号	年 月 日	級			
保護者	住 所			続 柄		
	フリガナ氏名			電 話		
変更事項 <input type="checkbox"/> 障害者 □住 所 名 □氏 名 <input type="checkbox"/> 保護者 □住 所 名 □氏 名 <input type="checkbox"/> 振込先 <input type="checkbox"/> その他		変更前				
		変更後				
資 格 喪 失		年月日	年 月 日			
		原 因	死 亡 施 設 入 所 転 出 そ の 他			

第5号様式(第5条関係)

心身障害者福祉手当支給変更・  
受給資格喪失決定通知書

指 令 番 号  
年 月 日

様

平塚市長 氏 名

障 害 者 氏 名	
原 因 の 日	年 月 日
理 由	
未 支 給 手 当 の 額	箇月分 金 円
指 定 口 座 振 込 予 定	年 月

第6号様式(第6条関係)

心身障害者福祉手当返還決定通知書

指 令 番 号  
年 月 日

様

平塚市長 氏 名

障 害 者 氏 名	
返還すべき手当	
年 月から	年 月までの金 円
理 由	

第1号様式（第2条関係）

第2号様式（第3条関係）

第3号様式（第3条関係）

第4号様式（第4条関係）

第5号様式（第5条関係）

第6号様式（第6条関係）